

# 三重県「女性が働きやすい医療機関」認証基準（病院部門）【平成29年度版】

## 1. 書類審査

「三重県版医療勤務環境改善マネジメントシステム」チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）及び「女性が働きやすい医療機関」確認票等に基づき、書面審査を実施する。

<提出資料>

- ・「女性が働きやすい医療機関」認証申請書（様式1）
- ・「女性が働きやすい医療機関」組織プロフィール（様式2）
- ・「三重県版医療勤務環境改善マネジメントシステム」労務管理チェックリスト（様式3-①）
- ・「三重県版医療勤務環境改善マネジメントシステム」勤務環境セルフチェックリスト（様式3-②）
- ・「女性が働きやすい医療機関」確認票（様式4-①）

## 2. 医療機関での現地確認

### （1）現地確認

チェックリスト及び「女性が働きやすい医療機関」確認票等の提出書類の内容を確認するため、必要と考えられる項目について申請医療機関において現地確認を実施する。

<現地確認者>

- ・医師及び看護師、社会保険労務士など

### （2）関係職員に対するヒアリング

「女性が働きやすい医療機関」の管理者等の意識を確認するため、関係職員のヒアリングを実施する。

<ヒアリング対象者>

- ・病院長、看護部長、事務長、子育てや介護をしている医療従事者、同僚職員など

### （3）現地確認調書の作成

現地確認に基づき、「現地確認調書」を作成する。

## 3. 専門部会による審査(審査会)

チェックリスト、「女性が働きやすい医療機関」確認票、現地確認調書及び医療機関へのヒアリング内容に基づき、審査を行う。

なお、「女性が働きやすい医療機関」審査項目の配点については、以下のとおりとする。

### （1）配点方法

#### （ア）分類

①評価項目を、4つのカテゴリーに分類し、カテゴリー別に配点を設定する。

I 職場環境づくり	II 人事管理	III 保育・介護支援	IV サポート体制	合計
60点	60点	70点	60点	250点

②カテゴリーごとに審査項目を設定し、それぞれ点数を設定する。

カテゴリー	審査項目	審査項目 点数
I 職場環境づくり 60点	①女性医療従事者及び子育て医療従事者等に対する支援について明確な医療機関のビジョンを持っている	15
	②支援されている職員に対する他の職員との不公平感をなくすための配慮をしている	15
	③子育て医療従事者等のための職場の雰囲気づくりに努めている	15
	④定期的に職員満足度調査を実施している	15
II 人事管理 60点	①子どもが病気になった時や家族の介護が必要な時など急な欠員にも対応できるような体制整備と人員配置をしている	15
	②育児休業制度や介護休業制度を持っている	10
	③育児休業等の終了後、「現職」または「現職相当職」に復帰させることを定めている	15
	④女性や育休取得者等を差別しないキャリアアップシステム(昇進)となっている	10
	⑤管理職は、子育て医療従事者等の支援のための研修を受講することとしている	10
III 保育・介護支援 70点	①授乳、搾乳ができる時間や、場所の配慮を行っている。	15
	②職種等によらず利用できる院内保育所を設置している(保育所の共同設置、共同利用を実施している)	20
	③24時間保育や0歳児保育にも対応している	10
	④学童保育を実施している(他の機関と連携し学童保育ができる体制を作っている)	10
	⑤病児保育の支援をしている	15
IV サポート体制 60点	①子育て医療従事者等の支援として相談窓口を明確にし、専門スタッフを配置するといった配慮を行っている	10
	②先輩に相談できる機会の提供や育児経験・介護経験等の共有のための当事者を含めたミーティングを実施している	10
	③育児休業等の間に専門知識のキャッチアップができる機会を設けている(講習会や文献の情報提供、e-learning等)	10
	④復職支援(実技実習やプログラム等)を実施している	10
	⑤子育て医療従事者等に有益な情報(支援メニューや社会資源、優良事例)の紹介をしている(パンフレットの作成配布等)	10
	⑥子育て医療従事者等に対し、外部の講習会への参加を促すなど、外部の子育て医療従事者等との交流を支援している	10
		250

※子育て医療従事者等…育児、介護、家族看護を行っている職員

## (2) 認証基準

- ①合計点数は170点以上を認証の目安とし、申請書類、現地確認結果などを総合的に勘案し専門部会で審査を行う。
- ②カテゴリー別配点のうち、0点のカテゴリーがあれば認証対象外とする。

## 4. 認証

専門部会の審査結果を受けて、三重県が認証の決定及び認証書の交付を行う。

また、県から関係団体（医師会、看護協会、病院協会、看護師等養成所等）へ通知するとともに、ホームページ等で広く周知する。